

自治会規約

中川と江戸川に抱かれた豊かな大地に新しい風が吹き、種がこぼれて“きよみ野”という美しい街が生まれました。平成9年1月、130名の会員数で発足したきよみ野自治会「よつ葉会」は、平成14年12月、会員数が1,000名を超えたことを確認し、臨時総会において東西に2分割を行うことが決定され、平成15年4月、第7回総会できよみ野東自治会（1丁目、4丁目、5丁目）、きよみ野西自治会（2丁目、3丁目）としてそれぞれ再スタートすることになりました。

美しい街並み、豊かな自然、暖かなふれあい。そして、子供達の遊ぶ笑い声。みんな安心して長く暮らせる街にしていきたいという旧「よつ葉会」の思いを引き継ぎ、きよみ野西自治会も幸せの「よつ葉」をみんなと一緒に探し出す街づくりと住民一人ひとりが自由に参加できる自治会を目指しております。

今後、本規約を改定する必要がある場合、改定にあたっては会員の意見等を十分に尊重するものとし、必要に応じて、同じく旧「よつ葉会」規約を踏襲しているきよみ野東自治会と連絡、協議を行い、より充実した規約を作成し、この美しく豊かなきよみ野地区における会員の円滑な地域社会生活に寄与することを望みます。

第1章 総則

(適用)

第1条 本規約は、きよみ野西地区（2丁目、3丁目）を区域とする自治会（以下、「本会」という。）の活動に対して適用する。

(目的)

第2条 本会は、きよみ野西地区に居住する住民の自主的な運営により、住み良い街づくりを目的とし、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の連絡・親睦・交流活動
- (2) 生活環境の整備・改善・美化活動
- (3) 防災・防犯活動
- (4) その他、この目的達成に必要と認められる事項

2 本会を政治、宗教、及び営利目的のために利用してはならない。

(会期)

第3条 本会の会期は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(名称、及び事務局)

第4条 本会は、「きよみ野西自治会」と称し、その事務局をきよみ野西地区内に置く。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、きよみ野西地区に居住する住民（賃貸人を含む）で構成し、1世帯1会員とする。尚、1住居に2世帯が同居する場合は、これを1世帯として取り扱ってよいものとする。

(賛助会員)

- 第6条 きよみ野西地区に所在する法人、及び団体は、役員会の承認をもって、賛助会員となることができる。
- 2 きよみ野西地区に所在する賃貸住宅については、賃貸人、又はその代表者と協議の上、本条1項に従う。尚、そこに居住する賃借人が希望する場合には、後述する役員会の承認を得て、第5条を適用することができる。
 - 3 賛助会員は、役員会が承認した限度において、本規約の適用を受けることができる。

(会費)

- 第7条 会員、及び賛助会員（以下、単に「会員」と言う。）は、総会において決定した会費を納入しなければならない。
- 2 会費は、財政状況、及びその他のやむを得ない事情が発生した場合には、総会の承認を得て、改めることができるものとする。
 - 3 会費の金額・納入等については別に定める細則による。
 - 4 会長・副会長・役職長は全額免除、ブロック長は半額免除とする。

(資料の閲覧)

- 第8条 会員は、会長に申し出て、本会の運営に関する資料を、何時でも閲覧することができる。

(入会、及び脱会)

- 第9条 きよみ野西地区に居住する者が、本会に入会する場合は、当該の役員から本会に関する説明を受けると共に、「会員カード」（入会申込書）（様式第1号）に必要事項を記入し、当該役員に提出するものとする。
- 2 当該役員は「会員カード」をブロック長、総務役職長経由、会長に提出するものとする。
 - 3 会員が、きよみ野西地区からの転出、又はその他の理由により、本会を脱会する場合には、事前に当該役員に連絡しなければならない。
 - 4 当該役員は会員の転出又は脱会の情報を速やかにブロック長、総務役職長経由、会長に連絡するものとする。

第3章 役員

(役員を選任)

- 第10条 原則として、丁目毎に近接する20世帯以下（これを「班」と言う。）に対して1名の割合で、役員（班長）を選任する。
- 2 年度中に会員数が著しく増加、又は減少するなど、必要と認められる場合には、役員会の承認を得て、役員を追加、又は削減できるものとする。
 - 3 自治会事業の継続性、自治会の運営を考慮して、前年度もしくは過去の役員経験者を、当年度の役員に加えることができる。
 - 4 自治会活動へ積極的な会員からの役員（班長）、各役職長それぞれの立候補を可能とする。
 - 5 会員（世帯）が75歳以上のみで構成されている場合は、本人の希望により、役員（班長）免除の申請ができる。ただし、本人が役員（班長）を希望する場合はその限りではない。

(ブロック長等の選任)

第11条 きよみ野西地区を合理的な区域に分けてエリアとし、エリアを分けてブロックとする。（「きよみ野西自治会全体地図」参照）

2 ブロック内の当該役員の互選によりブロック長、副ブロック長を選任する。

（班長、ブロック長の職務）

第12条 選任された役員は自らが属する班の班長として、会費の徴収、及び会員相互の連絡等の任にあたることとする。

2 班長は、担当班内住民の被災、逝去等の情報をブロック長に連絡し、ブロック長、会長へと順次伝達すること。

3 ブロック長は、それぞれ各ブロックの連絡、調整窓口の任にあたる。

（役員の職務及び構成）

第13条 選任された役員は、全員が、次に示すいずれかの職務を担当する。

ただし、役職長選出において、世帯の中に障がい者や要介護者がいる場合、また義務教育の子どもがいる単親家庭の場合は本人希望により、免除の申請ができる。

会長	1名	本会を代表し会務を統括する。
副会長	1～2名	会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
総務	5～7名程度	会長、副会長を補佐し会務の事務を行う。
広報	5～7名程度	広報誌、自治会だより及び各種会議の議事録を作成し、保管する。
環境	10名程度	各ブロックに1名（フレイシエルは1名）配置し、本会地域の環境に係る活動を計画し、その運営にあたる。
会計	3～5名程度	各種会議の決定に基づき、会費の保管、経費の支払、帳簿の記入作成、領収書の保管、及びその他の会計事務を行う。
監事	2名	会計処理、資産状況、及び他の役員の職務執行状況を監査し、総会に報告する。
防災防犯	10名程度	各ブロックに1名以上配置し、防災防犯に関わる業務全般を行う。
地域支援	4～5名程度	地域支援（ブロック活動の推進、自治会内団体の窓口）、地域の福祉向上活動、市並びに地域教育機関（小、中学校等）からの協力要請（市民体育祭への参画等）の窓口として取り纏めにあたる。
夏祭り	7～8名程度	本会の夏祭りに係る活動を計画し、その運営にあたる。

2 監事は、他の職務を兼ねることはできない。

3 総務、広報、環境、会計、防災防犯、地域支援、及び夏祭りの職務については、各々役職長1名、副役職長1名を置くものとする。ただし防災防犯については副役職長を2名まで定めることができる。

4 役員会が必要と認める場合には、顧問を置くことができる。

5 きよみ野地区において活動している民生委員・児童委員は、役員会にオブザーバーと

して参加することが出来る。但し、役員会においての議決権は有しないものとする。

(任期)

- 第14条 役員（班長）の任期は1年とする。また、第10条3項および4項の役員（班長）、役職長の任期は、継続最長4年とする。ただし、会計と監事は最長2年とする。
- 2 役員が、任期中に辞任する場合は、役員会の承認を得なければならない。又、同時に、役員会は速やかに後任の役員を選任しなければならない。この場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任、又は任期満了に際して、後任者が就任するまでの間、その任務を執行しなければならない。

第4章 総会

(構成、及び役割)

- 第15条 総会は、会員をもって構成される本会の最高決定機関であり、通常総会と臨時総会を置く。
- 2 通常総会は、原則として毎年4月に開催し、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度の事業報告、及び決算
 - (2) 新年度の事業計画、及び予算
 - (3) 規約の改正
 - (4) 新年度の役員、及びその職務分担
 - (5) 財産目録に記載する資産の処分、又は担保供与
 - (6) その他、総会における議決が必要と判断される事項
 - 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催して、必要な事項を議決する。
 - (1) 役員会が必要と認めた場合
 - (2) 4分の1以上の会員の署名をもって、請求があった場合
 - (3) 監事から請求があった場合
 - 4 通常総会、並びに臨時総会にて議決すべき項目に関して、天災、疫病等重大且つ緊急を要する事態が発生した場合は役員会の承認で決定することができるものとする。

(招集、及び運営)

- 第16条 総会を招集する場合、会長は、文書をもって、その目的、内容、日時、及び会場等を、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

- 第17条 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ、成立しない。
- 2 総会に出席できない会員は、予め委任状を提出するものとする。委任状の提出があった場合に、その会員は出席したものとみなす。

(議長)

- 第18条 総会の議長は、総会出席者の中から選出するものとする。選出の方法は、立候補とし、正副議長2名により、議長団とする。議長に立候補者がいない場合は、本会会長以外の役員から推薦し、出席者の承認を得て、議長団とする。

(選挙管理委員)

- 第19条 議決の公正を期するため、議長、又は議長団（以下、単に「議長」と言う。）が必要と

認める場合には、選挙管理委員を置くことができる。

- 2 選挙管理委員は、役員以外の会員から選任できる。

(議 決)

第20条 総会の議案は、本規約で別に定めるもののほかは、委任状提出会員を除く出席会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 総会において各会員は、1票の表決権を有する。但し、議長は可否同数の場合を除き表決権を行使できない。また選挙管理委員には、表決権はない。

第5章 役員会

(構成、及び役割)

第21条 役員会は、第10条1項で規定する役員をもって構成し、本会の目的について協議して、事業の企画・運営を行うと共に、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会の付議・提案する事項
- (2) その他、役員会の承認が必要と判断される事項

(招 集)

第22条 役員会は、4人以上の役員の合意に基づいて会長が招集する。

- 2 役員会は、特に、全会員の10分の1以上の署名による請求、及び監査事項に係る監事からの請求がある場合には、請求があった日から30日以内に招集されなければならない。

(運営及び承認)

第23条 役員会は、会長の責任において運営する。

- 2 役員会は、全役員の2分の1以上の出席がなければ、開催できない。尚、やむを得ない事情により、出席できない役員は、事前に総務経由で会長に連絡しなければならない。
- 3 本規約で定める「役員会の承認」には、当該役員会出席役員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(役員の罷免)

第24条 会員は、全会員の10分の1以上の署名をもって、役員の罷免を会長に求めることができる。尚、この請求があった場合、会長は、第22条2項に基づいて役員会を招集し、審議し、決定して、その結果を通知しなければならない。

第6章 組 織

(運営委員会)

第25条 会長は、役員会の承認を得て、役員会の運営に係る運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員は、役員の中から任命する。
- 3 運営委員の任期は、1年とする。再任を妨げないものとする。

(専門委員会)

第26条 会長は、役員会の承認を得て、本会の運営、又は事業に係る専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、本会の会員から、公募、又は役員会の推薦に基づいて委嘱する。

尚、会長が必要と認める場合には、役員の中から任命し、専門委員として加えることができるものとする。

- 3 専門委員会の任期は、1年とする。継続する場合は、3月までに役員会の承認を得ることとする。
- 4 専門委員会の運営については別に細則を定める。

第7章 東西自治会連絡協議会

(目的)

第27条 本会及び本会と同じきよみ野地区に在する東自治会とは、双方の自治会の目的を達成するため、必要と判断される場合には、協調して、又は共同で活動を行う。

(構成、及び役割)

第28条 東西自治会連絡協議会は、双方の自治会の会長・副会長及び役員をもって構成し、両者が協調して又は共同で行う必要があると判断される事項について協議する。

- 2 東西自治会連絡協議会は、自治会活動のいかなる事項に対しても、議決権を持たない。
- 3 会長は、東西自治会連絡協議会で審議された内容を、役員会に報告しなければならない。役員会は、第21条に基づいて、これを処理する。

(招集)

第29条 東西自治会連絡協議会は、双方、又はいずれか一方の役員会の要請に基づいて開催する。

- 2 東西自治会連絡協議会は、要請のあった自治会の会長により招集される。

第8章 自主防災防犯会

(目的)

第30条 本会は、会員相互の連帯によって、自主的な防災防犯活動を行い、次に掲げる目的を達成するために自主防災防犯会を組織する。

- (1) 地震、及びその他の災害による被害の防止、及び軽減を図ること。
- (2) 犯罪を抑止し、事故を防止することによって、きよみ野を安全で安心な街の維持継続及び発展に努めること。

(構成、及び役割)

第31条 自主防災防犯会の役員は、原則として、本会の役員が兼務する。

- 2 自主防災防犯会の運営については、別に細則を定める。

第9章 資産、及び会計

(資産の構成、及び管理)

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費・寄付金
- (2) 財産目録に記載する資産
- (3) 資産から生じた利息
- (4) その他、地域活動によって得た収入
- (5) 災害対策基金としての積立金

- 2 資産の管理については、別に定める細則による。

(経費の支出)

第33条 本会の経費は、資産をもって支出する。

2 経費の支出については、別に定める細則による。

(事業計画、及び予算)

第34条 本会の事業計画、及び予算は、役員会において立案し、総会の議決を得て、決定される。

2 会期の開始後において、予算が決定されていない場合、会長は、総会で議決されるまでの期間、前年度の予算を基準として、これを超えない範囲で、暫定的に、運用を行ってよいものとする。

(事業報告、及び決算)

第35条 本会の事業報告、及び決算は、役員会において作成し、監事による監査を受けた後、総会で承認を得なければならない。

(助成金)

第36条 本会は、本会の会員をもって構成される団体、及び活動に対し、助成金を支払うものとする。

2 本会の会員をもって構成される団体に対する助成金の運用については、別に細則を定める。

3 本会の会員をもって構成される団体のうち、ポケットパークの維持、管理、運営を行う団体に対する助成金の運用については、別に細則を定める。

4 本会の会員をもって構成される団体のうち、専門委員会の活動に対する助成金の運用については、別に定める細則による。

(弔慰金、及び見舞金)

第37条 本会は、本会の会員又はその同居の家族が死亡した場合、又は火災等により罹災した場合、当該会員に対し弔慰金、又は見舞金を支出する。

2 本会の会員に対する弔慰金、及び見舞金の支出については、別に細則を定める。

(消防団に対する活動支援金)

第38条 本会は、本会の区域を担当する消防団の活動に対し支援金を支出する。

2 本会の区域を担当する消防団の活動に対する支援金の支出については、別に細則を定める。

(会計処理)

第39条 本会の会計は、伝票会計を基本とする。

2 本会の会計処理については、別に細則を定める。

第10章 設備の管理

(掲示板の運用)

第40条 本会は、きよみ野西自治会区域に居住する住民への広報活動を目的として掲示板を設置し、その運用・管理を行う。

2 提示版の運用・管理方法については、別に細則を定める。

(防災倉庫の運用)

第41条 本会はきよみ野西自治会区域内に居住する住民の防災を目的として自主防災倉庫を設置し、その運用・管理を行う。

2 自主防災倉庫の運用・管理方法については、別に細則を定める。

第11章 イベントの開催

(イベントの開催)

第42条 本会は、会員相互の親睦ときよみ野地域間の交流促進を目的として年2回程度のイベントを実施する。

2 原則として、夏のイベントを8月第1週の土曜日に、きよみ野東西自治会の共同開催による「きよみ野夏祭り」を実施する。

3 原則として、冬のイベントを11月に、きよみ野東西自治会の共同開催による「防災・炊き出し訓練」を実施する。

4 「きよみ野夏祭り」、「防災・炊き出し訓練」に関して、別に細則を定める。

第12章 地域美化運動

(目的)

第43条 本会は、きよみ野西地区の道路及び街並みの地域美化活動を目的とし、クリーンアップ活動を実施する。

(活動)

第44条 活動及び運営については、環境担当役職長にて、年度計画を立て、実施活動にあたるものとする。

2 吉川市による市内一斉美化運動に参加し、きよみ野西地域の美化活動にあたる。

3 地域美化運動に関して、別に細則を定める。

第13章 解散

(解散)

第45条 本会は、次のいずれかに該当する場合に解散する。

(1) 総会において、全会員の4分の3以上の承認を得て、本会の解散を議決した場合

(2) 本会が破産した場合

(3) 会員数が減少し、本会の維持・運営が不可能となった場合

(残余資産)

第46条 本会が解散し、残余資産がある場合には、その資産は全会員に帰属するものとし、総会において、全会員の4分の3以上の賛成をもって、その処分方法を決定する。

第14章 運用

(改定)

第47条 本規約は、総会の議決を得なければ、改めることができない。

(細則)

第48条 本規約の施行に伴って必要な細則は、役員会で定め、即実行可能とする。但し、制定された新細則は、その内容を次の総会に報告しなければならない。

2 細則の改定については、前項に準じるものとする。

付 則

本規約の制定・改定履歴

- (1) 平成 9 年 4 月 1 9 日自治会発足に伴って制定
- (2) 平成 1 0 年 5 月 1 0 日改定
- (3) 平成 1 1 年 5 月 9 日改定
- (4) 平成 1 3 年 4 月 2 2 日改定
- (5) 平成 1 4 年 4 月 2 2 日改定
- (6) 平成 1 5 年 4 月 2 7 日自治会分割に伴って全面改定
- (7) 平成 1 6 年 4 月 1 8 日改定
- (8) 平成 1 7 年 4 月 1 7 日改定
- (9) 平成 1 8 年 4 月 9 日改定
- (10) 平成 2 1 年 4 月 1 2 日改定
- (11) 平成 2 2 年 4 月 1 8 日改定
- (12) 平成 2 4 年 4 月 2 2 日改定
- (13) 平成 2 6 年 4 月 2 0 日改定
- (14) 平成 2 9 年 4 月 3 0 日改定
- (15) 2 0 1 9 年 4 月 2 1 日改定
- (16) 2 0 2 1 年 4 月 1 8 日改定
- (17) 2 0 2 2 年 4 月 1 7 日改定
- (18) 2 0 2 3 年 4 月 1 6 日改定